



報道各位

担当：真野秀太

公益財団法人 自然エネルギー財団

〒105-0021 東京都港区東新橋 2-18-3 ルネパルティーレ汐留

TEL: 03-6895-1020 / FAX: 03-6895-1021, info@jref.or.jp

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」への提言の発表と 国際ワークショップの開催のお知らせ

公益財団法人 自然エネルギー財団は、今年7月より施行される「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」への提言書を取りまとめました（報告書全文：<http://jref.or.jp/action/>）。この提言書は、FITを先進的に取り入れて自然エネルギーの拡大に成功している海外の専門家の提案や、日本の事業者へのヒアリングを踏まえて策定いたしました。現在、政府で進められている政省令にもとづく制度設計を、より良いものにするを目的としています。

また、財団では、来る3月6日（火）に、東京・国際交流会館にて、ドイツや国際エネルギー機関からの専門家たちを招聘し「自然エネルギーを支える政策枠組み - ドイツは固定価格制度をいかに構想し実現したのか」を開催いたします（http://jref.or.jp/images/pdf/20120306/FIT_jp.pdf）。報告書とあわせてご取材のお時間を賜れますよう、よろしくお願いいたします。

提言の概要

1. 買取価格・買取期間の設定に際して：

- 価格調整ルールを明確化し、将来価格見通しなどを示すなど、「透明性・長期性・確実性（Transparency, Longevity and Certainty: TLC）」の確保が不可欠である。
- 買取価格は、プロジェクトIRRが7%程度を確保できる水準で設定する。
- 買取期間は、少なくとも発電設備の法定耐用年数以上とし、原則として20年で設定する。
- 地熱や小水力、バイオマスは、発電設備の導入費用の単価が設備規模により異なるため、規模に応じた買取価格の設定が必要である。
- 既存設備の出力増強（リパワメント）は基準を定めた上で対象化する。

2. 系統への接続義務・優先給電について：

- 電気事業者の恣意性を排除するために、接続義務については、接続義務条項が該当しない例外ケースをガイドライン等により具体的に示す。
- 接続拒否の場合の挙証責任は電気事業者側にあることとし、当該理由の書面による速やかな公表を義務付ける。また、改善に向けた具体的なタイムスケジュールの提示を義務化する。
- 再生可能エネルギー電気の優先給電を保証する。
- 出力抑制措置に対する再生可能エネルギー事業者への補償を行う。
- 系統接続費用について、再生可能エネルギー事業者と電気事業者の責任分担を明確化する。
- 送電網の系統容量等にかかるデータをウェブ上で公開するなど透明性を確保する。

3. 手続き・組織のあり方について：

- 系統接続にかかる紛争解決組織として電気事業者の影響を排除した第三者機関を設置する。
- 系統接続にかかるガイドライン・ルールを策定する。

報告書全文は財団ホームページよりダウンロードしていただけます（英語版も近日中に掲載予定です）

http://jref.or.jp/action/event_20120216.html

「公益財団法人 自然エネルギー財団」について：

2011年9月に、孫正義（ソフトバンクグループ代表）を設立者・会長として発足、理事長トーマス コーベリエル（元スウェーデン・エネルギー庁長官）を中心に、自然エネルギーを中心とした社会の構築を目指して活動しています。2012年2月15日に、公益財団法人として認定されました。

